

物流改正法の概要／トラック・物流Gメンの取組

令和7年3月4日

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

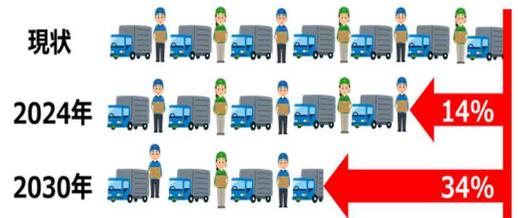
背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

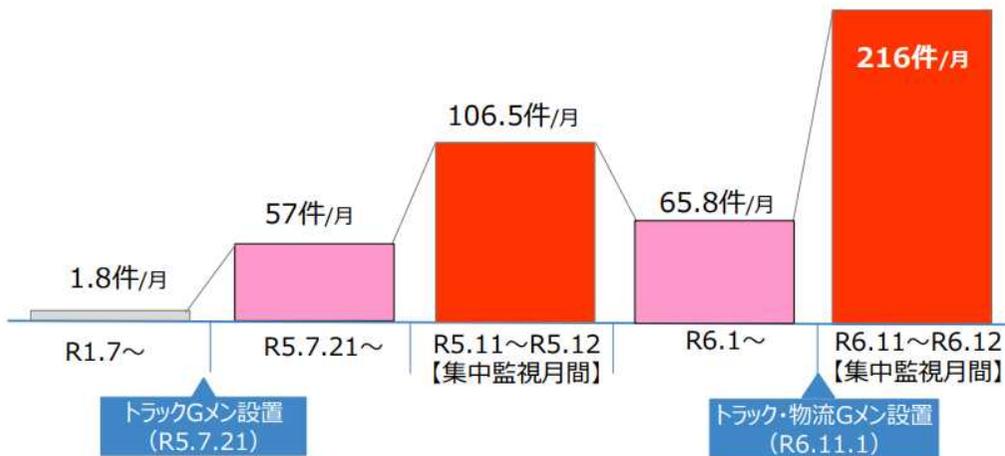
16パーセント増加

トラック・物流Gメンの活動実績（R6年12月末時点）

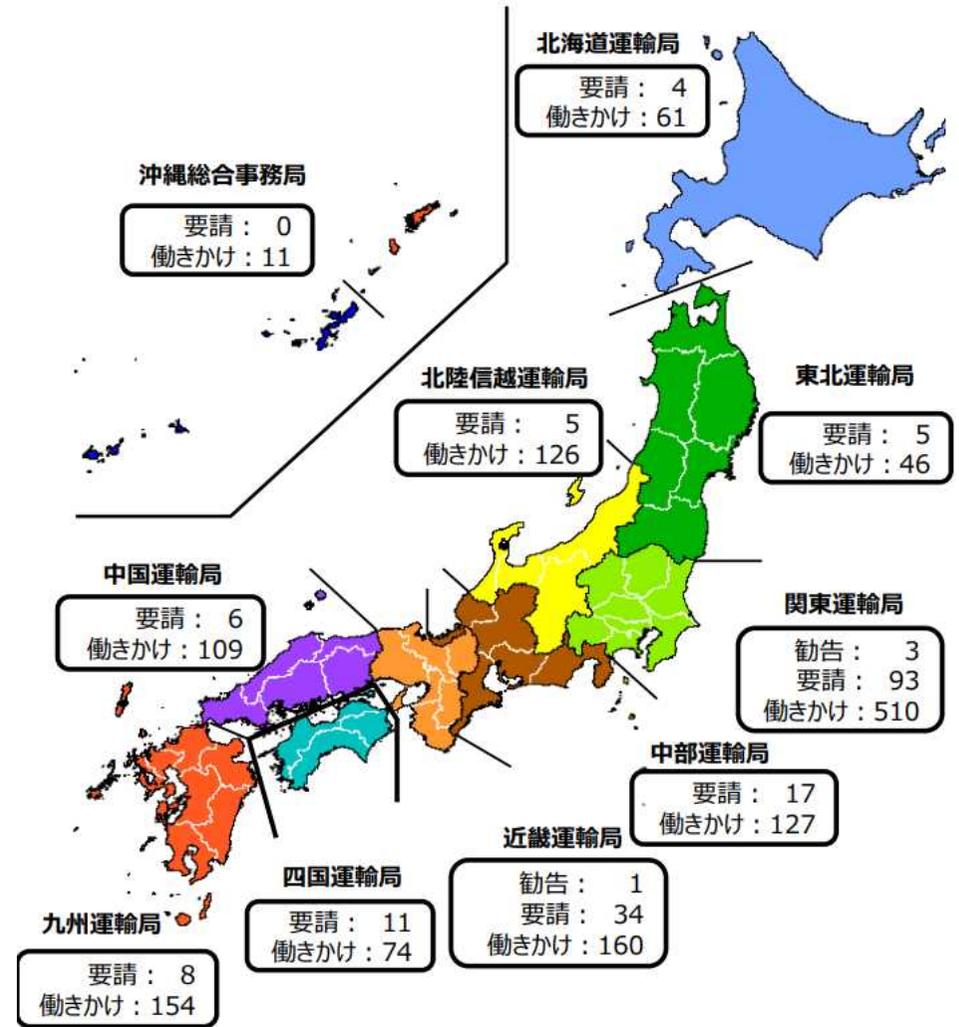
働きかけ等の累計実施件数（令和6年12月末時点）		
勧告	4件	（荷主2、元請1、その他1）
要請	183件	（荷主94、元請83、その他6）
働きかけ	1,378件	（荷主942、元請399、その他37）

⇒ 計1,565件の法的措置を実施

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



＜ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数＞



今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

トラック・物流Gメンによる

「集中監視月間（令和6年11月・12月）」の

近畿運輸局での取組結果について

① 違反原因行為の疑いのある荷主等への是正指導件数について

働きかけ：37件

要請：2件

令和6年4月～10月：61件

令和6年11月・12月：39件

↑ 月平均2.2倍！

② トラック事業者等への情報収集

令和6年4月～10月：281件

令和6年11月・12月：127件

↑ 月平均1.5倍！

※電話又は訪問により、トラック・物流Gメンが直接ヒアリングが実施できた件数を計上

③ 荷主等へのパトロールについて

令和5年7月（※Gメン発足時）～令和6年10月：1033件

令和6年11月・12月：197件

↑ 月平均1.5倍！

※パトロール：荷主・元請事業者等にGメン制度と違反原因行為についての説明を行い、周知を行うとともに注意喚起を促す訪問の総称

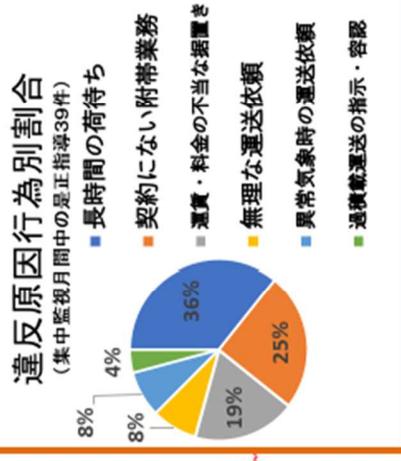
④ トラックステーション等での運転手への啓発活動

11月28日 奈良県 針トラックステーション（チラシ80部配布）

12月16日 滋賀県 彦根トラックステーション（チラシ11部配布）

12月24日 大阪府 大阪トラックステーション（チラシ約30部配布）

12月24日 京都府 名神高速道路桂川SA（チラシ16部配布）



「Gメン調査員」と合同で、荷主等パトロール・周知活動を実施

荷主等パトロール

- 大阪運輸支局では、令和6年11月から、「Gメン調査員」との合同パトロールを開始
- パトロールを通じて、荷主企業から以下のお声を聴取（荷主企業）
 - ・トラック事業者に対し、納品先で行われている契約外の作業も含め荷役等作業の内容を確認。確認の結果を踏まえ、改めて荷役等作業の範囲について、取り決めを実施。
 - ・当初、営業部門や現場は、物流2024年問題について、トラックの問題で当社には関係ないと認識していたが、経営トップが「物流改善をしなければならない」というメッセージを発したことで、荷待ち時間の短縮等の物流改善が進展。



トラック運転者への周知・聞き取り活動(R6.10～)

- 「トラック・物流Gメン」制度の周知を行うとともに、違反原因行為の有無やその内容についてヒアリングを実施

OR6.10.30(水) 大阪トラックステーション

- ・概要：令和6年10月30日(水) 10:00～11:30
「Gメン調査員」と合同で実施

OR6.12.24(火) 大阪トラックステーション

- ・概要：令和6年12月24日(火) 14:00～15:30
「Gメン調査員」と合同で実施

OR7.1.24(金) 大阪トラックステーション

- ・概要：令和7年1月24日(金) 10:00～11:30
「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」に合わせて実施

OR7.1.27(月) 名神高速道路吹田サービスエリア（上り線・下り線）

- ・概要：令和7年1月27日(月) 14:00～15:30
「Gメン調査員」と合同で実施



〈R6.10.30(水) 周知活動を行うGメン調査員〉

「物流の2024年問題」とは

2024年4月から
トラックドライバーの
時間外労働の上限規制等により
労働時間が短くなります

その結果、輸送能力が不足し
今のままの運び方が難しくなる
可能性があります
(物流の2024年問題)

このままでは、2030年度には
輸送能力の34.1%が不足すると
試算されています(2019年度比)

(※)「持続可能な物流の実現に向けた検討会」第3回検討会資料
株式会社NX総合研究所の試算

日常生活でも
『当日、翌日の宅配サービス受けられ
なくなる』『水産物・青果物など
新鮮なものが手に入らなくなる』
といった影響が発生するかもしれません

持続可能な物流の実現には
消費者のみなさまの
ご協力が必要です



お問い合わせ・ご意見等はこちら

近畿運輸局 自動車交通部 貨物課

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76
06-6949-6447

近畿運輸局 大阪運輸支局

〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-1
072-822-6733 (音声の流れたら1)

～消費者のみなさまへ～

知っていますか？ 物流の 2024年問題

一人ひとりができることがあります
持続可能な物流の実現には
消費者の皆様のご協力が必要です



本リーフレットは「物流革新に向けた政策パッケージ
関係省庁※連携協定」に基づき作成しています

※ 厚生労働省大阪労働局
農林水産省近畿農政局
経済産業省近畿経済産業局
国土交通省近畿運輸局

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

(協力) 公益財団法人 関西消費者協会
一般社団法人 近畿トラック協会

消費者のみなさま

一人ひとりが

できることがあります

引っ越し時期のご検討の際

宅配サービスを維持するため

よりよい物流のために努力している

分散引越 ご協力をお願いします

再配達削減 ご協力をお願いします

企業のマーク 見つけて応援できます

- ピーク時期の引越を避けるなどのご協力・ご検討をお願いします。
- 分散による大きなメリットもあります！

- 荷物を送る立場・受け取る立場としてできることがあります。
- 宅便を1回で受け取ること、再配達を防ぐことは、ドライバーと環境にとって大きなメリットがあります。

- 安全性や環境への取り組み等の認定を受けている企業があります。
- こうした企業を知ることなどで、企業を応援してみませんか？



出典：国土交通省「引越時期分散化チラシ」

上記を参考にピーク時期の引っ越しを避けるなどのご協力・ご検討をお願いいたします。

【引っ越しサービスの利用者の方々からの声】

3月末の土日の引っ越しと比べて、**引っ越し代金が安くなった**

3月の最終週から引っ越し時期をずらすことで、**予約が取りやすくなった**

会社の従業員の引っ越しに係る**コストを抑えることができた**

再配達削減のためにお願いしたい具体的なアクション

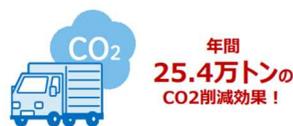
<p>自分が1回で確実に受け取れる日時・場所を指定しよう</p>	<p>配達状況の通知アプリを活用しよう</p>	<p>まめ買いで配達回数減らそう</p>	<p>急ぎ便は状況に応じて使い分けよう</p>
<p>相手が1回で確実に受け取れる日時・場所を指定しよう</p>	<p>送り先の住所は正しく記載しよう</p>	<p>宅配ボックス・置き郵便を活用しよう</p>	<p>駅なかにある宅配ロッカーを活用しよう</p>

宅便を1回で受け取ることが、ドライバーや、環境にメリットがあります。

生活や経済を支える物流に深刻な打撃を与えないために、社会全体で「2024物流危機」に対策していくことが必要です。

すぐできる対策のひとつが、宅便の再配達を減らすこと。再配達にかかる労働力を換算すると、年間約6万人分のドライバーの労働力に相当します。

また、再配達のトラックから出る年間約25.4万トンのCO2削減効果も。環境負荷も減らすことができます。



出典：国土交通省「再配達削減啓発リーフレット」

引越安心マーク

安全・安心な引越サービスを提供すると全日本トラック協会が認めた引越優良事業者のマークです。



Gマーク認定事業所

国土交通省が推進する「安全性優良事業所」の認定制度です。安全性の高いトラック運送事業者を選ぶための目安です。



エコレールマーク

地球環境にやさしい鉄道貨物輸送を一定割合以上利用している商品や企業がわかるマークです。

